

②個別的な視点からの取組

個別的な視点からの取組とは、個別の人権課題に関する学習です。平成26年に「高知県人権施策基本方針 ー第1次改定版ー」において示された県民に身近な人権課題を学習することが求められます。その際、児童生徒の発達段階や地域の特色に応じた具体的な人権課題を取り上げて、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるとともに、日常の行動につながることが大切です。

(県民に身近な人権課題)

- ①同和問題 ②女性 ③子ども ④高齢者 ⑤障害者 ⑥ HIV 感染者等 ⑦外国人
- ⑧犯罪被害者等 ⑨インターネットによる人権侵害 ⑩災害と人権
- ⑪その他の人権課題（アイヌの人々・刑を終えて出所した人・北朝鮮当局による拉致問題等・性的指向・ホームレス・性同一性障害・人身取引 等）



人権課題を取り上げる際の留意点

【児童生徒の発達段階と学校の実態】

学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時期をとらえて、効果的に学習を進めていくことが求められる。

【各教科等の目標とねらい】

各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。

【当事者に対する配慮】

個別の人権課題に関する学習を進めるにあたり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定される。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出す危険性があることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要がある。

【教職員の人権課題の理解】

教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題に関わる当事者等への理解を深めることが重要である。

参照：[第三次とりまとめ]

(ア) 同和問題について

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

1965(昭和40)年に同和対策審議会答申にて、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置付けられました。

同和問題に係る差別発言や落書きは減少傾向にあるものの、依然として存在しており、また近年は、インターネットの普及に伴い、匿名性を悪用した掲示板等への差別の助長につながる悪質な書き込み等が発生しています。こうした同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを背景として、「部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年施行)」が制定され、「部落差別のない社会を実現すること」が示されました。

(イ) 取組の方向性

部落差別をなくし、全ての人の基本的人権を守る社会を創造する意欲と実践力をもった子どもを育成するため、これまでの成果と手法をもとに、同和問題に関する学習の充実が求められます。その際、同和問題に関する歴史や現状・実態について、科学的に解明された教材を使用するなど同和問題について正しい理解と認識を深めるとともに、知識的な学習と合わせて、様々な人との出会いを通じた学習等、体験的な学習をすることにより、具体的な行動につながる事が重要です。自らの意識や行動を振り返る力を育み、解決への展望をもつことができるように留意する必要があります。

同和問題に関する学習を行っていく際には、

- 歴史的背景を正しく理解させる。
- 差別されてきた人々の優れた技術や役割が社会や文化を支えてきたことを理解させる。
- 差別解消に努力した人々の姿を共感的に理解させる。
- 偏見や差別を自らの問題と受け止め、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に取り組もうとする能力や態度を育成する。

などの視点を明確にすることが大切です。

- 1965(昭和40)年 同和対策審議会答申
- 1969(昭和44)年 「同和対策事業特別措置法」
- 1982(昭和57)年 「地域改善対策特別措置法」
- 2002(平成14)年 特別対策の終了→一般対策での取組の開始
- 2016(平成28)年 「部落差別の解消の推進に関する法律」



(学習の参考)

- ・人権教育資料集1(同和問題)「つながり」高知県教育センター
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/tunagari.html>
- ・同和問題とは 法務省HP http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
- ・だれもが幸せにくらすために 高知県人権啓発センターHP <http://www.kochi-jinken.or.jp/>
- ・教科書等

(ア) 女性の人権について

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」（昭和 47 年）等において、男女平等の原則が確立されました。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じています。例えば男女間の不平等な扱いや配偶者による暴力（DV）、セクシャルハラスメント等、女性の人権を侵す暴力的な行為も存在しており、それらの課題等への対応が求められています。

配偶者暴力相談センターにおける相談件数（件）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
62,099	89,490	99,961	102,963	111,630

（内閣府の資料による）

(イ) 取組の方向性

学校における取組においては、子どもたちが性別に関わりなく個性や能力を発揮できるよう、学校教育全体を通じて男女平等を基本とした教育の充実に努める必要があります。そのためには、教職員の認識を高め、人権の尊重や男女の平等、相互理解や協力についての学習の充実に努めるとともに、授業や学校行事、その他学校生活において、固定的な男女の役割分担意識を無意識のうちに伝えてしまうことのないように日頃から点検することが必要です。また、教材の作成や選定においても固定的な男女の役割分担意識を植えつけないものにするなどの配慮が必要となります。

具体的な取組としては、全ての教育活動において、児童生徒が男女平等について理解を深めるよう、また、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観、職業観、人生観や家庭観を身に付けられるような教育が必要です。さらに、DVの防止に関する理解と態度の育成等も考えられます。

また、PTA活動等の地域活動においても、様々な取組が性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意する必要があります。

なお、このような取組にあたっては、男女の違いを画一的、機械的に一切認めないということではなく、子どもの発達段階や性の違いに配慮するとともに、人権尊重を基盤とした男女平等の意識を育むという視点が大切です。



1979（昭和 54）年「女子差別撤廃条約」（国連）

1999（平成 11）年「男女共同参画社会基本法」

2001（平成 13）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

「こうち男女共同参画プラン」

2003（平成 15）年「高知県男女共同参画社会づくり条例」

2010（平成 22）年「こうち男女共同参画プラン」改訂

2015（平成 27）年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

（学習の参考）

・男女共同参画に関するページ 高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/danzyo-index.html>

(ア) 子どもの人権について

世界中の子どもの基本的な人権を広く認めるものとして、「子どもの権利条約」があります。同条約では、子どもの権利として、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を定めています。しかしながら、地域での子ども同士のふれあいの機会が減少したり、保護者の養育力が低下したりするなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰等、様々な問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

子どもの人権が侵害された疑いのある事件数(件)					高知県公立学校におけるいじめの校種別認知件数の推移(件)						
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校におけるいじめ	3,988	4,034	3,763	3,883	3,371	小学校	199	181	220	775	714
教育職員による体罰	370	887	574	494	448	中学校	393	288	284	392	332
児童に対する暴行・虐待	873	911	802	699	586	高等学校	54	32	161	144	267
						特別支援学校	3	9	3	4	3
						合計	649	510	668	1,315	1,316

(法務省人権擁護局の資料による) (高知県教育委員会 人権教育課資料)

(イ) 取組の方向性

子どもは、自らの意思で幸せに生きる権利が保障されている主体であり、そのことを学校教育において子どもに伝えることはもちろんですが、子どもの成長に関わる家庭・地域にも果たすべき役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発や、子どもを人権侵害から守る取組を推進する必要があります。

取組においては、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受け止めるとともに、一人一人を大切にする教育を推進し、子どもたちが安全安心で生き生きと生活ができる環境を整備していくことが大切です。また、子どもに自分や他者を大切にする態度や行動力を身に付けさせるための指導を行い、いじめや不登校の対策として子ども理解を深め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内組織の整備や取組、相談体制を充実させることも不可欠です。

1959(昭和34)年「児童の権利に関する宣言(子どもの権利条約)」(国連採択)

1994(平成6)年「児童の権利に関する条約」(日本批准)

2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」

2004(平成16)年「高知県こども条例」

2005(平成17)年「こうちこどもプラン」

2013(平成25)年「いじめ防止対策推進法」

「いじめの防止等の対策のための基本的な方針」

「高知家の子ども見守りプラン」

2017(平成29)年「いじめの防止等の対策のための基本的な方針」の改定、及び「重大事態に関するガイドライン」の策定



(学習の参考)

- ・教えて!ユニセフ 先生と子どもの広場 ユニセフHP <https://www.unicef.or.jp/kodomo/>
- ・子どもの人権を守りましょう 法務省HP http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html
- ・教科書等

(ア) 高齢者について

1982(昭和57)年に国連は「高齢化に関する国際行動計画」で、「高齢者が社会の不可欠な構成員として評価され、自らの家族とコミュニティの中で、達成感、健康、安全及び満足のある生活を享受できるようにすべきであることを厳粛に認識する」と述べています。

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。平成28年の人口推計では、本県の65歳以上の高齢人口は242千人で、県人口の33.5%を占め、県民の約3人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えています。

このような中、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった、高齢者への人権侵害が大きな社会問題となっています。

高齢者が社会の一員として尊重され、健康で生きがいをもって生活していくための取組をさらに推進し、継続していくことが求められています。

高齢者の人権が侵害された疑いのある事件数(件)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
高齢者に対する暴行・虐待	482	454	488	440	437
高齢者福祉施設における人権侵害	44	77	81	82	57

(法務省人権擁護局の資料による)

(イ) 取組の方向性

今後、重要なことは、高齢者に対する理解や孤立化、孤独化等の高齢者問題への関心を高めることです。特に、学校では、高齢社会に関する基礎的理解とともに、高齢者の人権に対して共感的に受け止めることができるような感性を育成するために、発達段階に応じて高齢者と交流する機会を増やすことが大切です。交流の中で高齢者の思いや豊富な経験、知識に学び、高齢者理解を深めていくことが可能となります。

1982(昭和57)年 「高齢化に関する国際行動計画」(国連)

1995(平成7)年 「高齢社会対策基本法」

1999(平成11)年 「生き生き高知・長寿憲章」

2001(平成13)年 「高齢社会対策大綱」

2006(平成18)年 「高齢者虐待防止法」

2015(平成27)年 「高知県高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画」



(学習の参考)

- ・ 高齢者福祉に関すること 高知県地域福祉部高齢者福祉課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/2015082100034.html>
- ・ 高知県の人口推計 高知県総務部統計課 HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111901/t-suikei.html>
- ・ 人権教育資料集5(高齢者と人権)「いっしょにやってみるかよ」高知県教育センター
- ・ 「ともに生きる時代へ 高齢社会と人権」法務省人権啓発教材 人権ライブラリー
HP <http://www.jinken-library.jp/search/news/134130.html>
- ・ 教科書等

(ア) 障害者について

国は、平成 25 年 9 月に閣議決定した「障害者基本計画（第 3 次）」に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。また、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、各行政機関等や事業者において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するだけでなく、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮や環境整備を負担になりすぎない範囲で行うことが求められています。

障害のある人にとっては、店舗等における段差や車イスに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障害によって生じる情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障害者への無理解から生じる差別や偏見といった私たちの「心のバリア」等があり、そうした障壁を取り除く取組を行っていく必要があります。

障害者の人権が侵害された疑いのある事件数（件）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
障害者に対する差別待遇	259	217	263	265	286
障害者福祉施設における人権侵犯	82	60	93	77	63

（法務省人権擁護局の資料による）

(イ) 取組の方向性

学校における取組としては、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築や、交流及び共同学習の場を積極的に設け、ふれあう機会を通じて様々な障害や障害のある人への理解を深めて、ともに支え合う共生社会を目指した取組を行う必要があります。また、特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加に向けて、特性に応じた教育環境の整備等、特別支援教育の充実を図っていくことも重要です。

さらに、障害の有無や能力の差で人を価値付けるのではなく、人はだれもこの世に生まれた唯一無二で貴重な存在であることを理解させ、誰もが大切にされる社会を築こうとする意欲や態度を身に付けさせる指導も必要です。

このような取組は、障害のある子どもと障害のない子どもが相互に理解と認識を深めることができ、障害のある人に対する偏見や差別意識が生じない社会づくりにつながります。

- 1993（平成 5）年 「障害者基本法」
- 2004（平成 18）～2017（平成 29）年 「第 1～4 期 高知県障害福祉計画」
- 2006（平成 18）年 「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（国連）
- 2011（平成 23）年 「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」
「障害者基本法の一部を改正する法律」
- 2013（平成 25）～2022（平成 34）年 「高知県障害者計画」
- 2016（平成 28）年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

（学習の参考）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 内閣府
HP <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- ・ 障害者福祉に関すること 高知県地域福祉部障害保健福祉課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/O60301/>
- ・ 人権教育資料集 2（障害者と人権）「ぬくもり」 高知県教育センター

(ア) エイズ患者・HIV 感染者等の人権について

エイズ (AIDS) とは、Human Immunodeficiency Virus (HIV) の感染で引き起こされる、Acquired Immuno Deficiency Sndrome の頭文字をとった病名です。HIV は日本語では「ヒト免疫不全ウイルス」といい、AIDS は「後天性免疫不全症候群」と言います。HIV に感染すると、血液中で主に人間の免疫の中心的な役割を果たすヘルパーT細胞 (CD 4リンパ球) が破壊されます。そのため、病原体等から体を守る「免疫」の働きが低下した免疫不全という状態になり、普段かからないような様々な病原体による感染症が引き起こされやすくなります。

1980年代にエイズ問題がクローズアップされ、マスコミの不確定な情報に基づいた報道等への過剰な反応から、国民のエイズに対する偏見や固定観念等、誤った認識が広がりました (エイズパニック)。その結果、アパートへの入居拒否や立ち退き要求、学校におけるいじめ、職場での解雇等の人権侵害が発生しました。また、現在、日本は先進国の中で唯一、年間の新規エイズ患者数が増加傾向であるという報告があります。

こうした状況を踏まえ、今後も、エイズ等の感染症について、より一層の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染者や患者の人権を大切にしたい社会づくりを進めていくことが求められます。

(イ) 取組の方向性

学校における取組においては、医学が日々進化しているため、現在の医療状況を確認して、予防方法を含めた正しい知識を広めながら偏見を払拭していくことが必要です。同時に、差別に向き合う感染者や患者の生き方から自分の生き方を見つめ、ともに生きる社会を築いていこうとする態度や実践力を身に付けさせることが求められています。HIV感染者等の人権に関わる問題を考えるだけでなく、インフルエンザ等のように身近な感染症と自らの関係性を見つめながら、感染者・患者とともに生きていく道を見つけていくことが大切です。学校等における系統的な取組はもちろんのこと、福祉保健所をはじめとする関係機関と連携を取り合うとともに、家庭や地域と連携・協力してともに学習を進めていくことが求められています。

1988 (昭和 63) 年 12 月 1 日を世界エイズデーと定める。(WHO)

1989 (平成 元) 年 「エイズ予防法」 → 1999 (平成 11) 年廃止

1999 (平成 11) 年 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

2006 (平成 18) 年 「エイズ予防指針」 → 2012 (平成 24) 年改正

(学習の参考)

- ・「エイズ教育パンフレット」 日本学校保健会 HP <http://www.hokenkai.or.jp/2/2-5/2-51/2-51.html>
- ・人権教育資料集6 (外国人と人権・HIV感染者/AIDS患者と人権・ハンセン病回復者と人権)「未来」高知県教育センター
- ・公益財団法人 エイズ予防財団 HP <http://www.jfap.or.jp/>
- ・教科書等



(ア) ハンセン病回復者の人権について

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気です。発病すると、手足の末梢神経が麻痺して、汗が出なくなったり、熱や痛みなどを感じなくなったり、皮膚に様々な病的な変化が起こることがあります。また、治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ったり、怪我や火傷に気付かずさらにその状態を悪化させてしまったりすることもありました。しかし、その感染力は非常に弱いものであるにもかかわらず、「癩予防法」のもと、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った認識が社会に広まったり、他の人が見て分かる障害が残ったりしたことで、差別や偏見が助長されました。そして、1946（昭和21）年にプロミンという特效薬ができ、治る病気になった後も、1996（平成8）年に「癩予防法」が廃止されるまでの間、この隔離政策は続けられました。

その後も、2003（平成15）年、熊本県においてホテルが入所者の宿泊を拒否する事件が起きるなど、ハンセン病回復者やその家族に対する根深い差別や偏見が残っています。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所できないという人もいます。

このような現状を踏まえ、入所者が里帰りしやすい体制づくりや、ハンセン病に対する正しい知識の普及と啓発が求められています。

(イ) 取組の方向性

ハンセン病患者や回復者に対する差別は、死んでも故郷に帰ることができないなどから、生きていた証そのものも奪いかねない深刻な人権問題です。それだけに、ハンセン病に関する歴史を正しく理解するとともに、なぜこのような人権侵害が温存されてきたのかを考えること、このような誤った政策を二度と繰り返させないことが重要です。ハンセン病患者や回復者の方々が生きてきた歴史を知り、排除した側の人々がもっていた意識を自分ももっていないかと自己内省を行い、これから自分ができることは何かを明確化することを通して、行動化につなげることができるような学習が求められます。それらの学習活動を通して、子どもとともに私たち教職員自身も、厳しい偏見や差別の中でも人間としての尊厳を失わずに生きたハンセン病回復者のたくましさから、自分はどうのような生き方をするのかについて考えることが必要です。



- 1907（明治40）年 「癩予防二関スル件」（明治政府）
- 1931（昭和6）年 「癩予防法」
- 1940（昭和15）年 治療法の確立
- 1996（平成8）年 「らい予防法の廃止に関する法律」
- 2008（平成20）年 「ハンセン病問題の解決促進に関する法律」

（学習の参考）

- ・人権教育資料集6（外国人と人権・HIV感染者/AIDS患者と人権・ハンセン病回復者と人権）「未来」高知県教育センター
- ・人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」「家族で考えるハンセン病」法務省人権啓発ビデオギャラリー HP <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>

(ア) 外国人の人権について

1990（平成2）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正で、多くの外国人が、日本の産業の中の重要な労働者として来日するようになり、2016（平成28）年現在における外国人登録者数は238万2822人で、前年に比べ約15万人の増加となっています。国際化の進展とともに、人々の交流も活発化する一方で、外国人に対する偏見や差別等の人権課題が生じています。多くは、言語・文化・習慣・価値観等の相互理解が不十分なことに起因するものですが、歴史的背景により特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）による人権侵害もあります。こうした状況の中、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

高知県でも、外国人の居住者数は徐々に増加し、平成28年現在、66の国・地域、3,997人が暮らしています。国籍別に見ると、中国籍1,247人と最も多く、フィリピン籍657人、韓国・朝鮮籍569人、ベトナム籍467人、インドネシア籍253人と続いています。

今後、言語・文化・習慣等の違いを越え、外国人のもつ文化や多様性を肯定的に受け入れ、外国人や異文化に対する理解を深めていくことが重要です。そしてさらに、地域社会の一員としてともに暮らしていこうとする意識をもつことが望まれています。

(イ) 取組の方向性

外国人のもつ文化や多様性を受け入れるということは、様々な国の文化や習慣等を尊重し、その違いを認めるとともに、人間としての共通性を理解し共感するということです。子どもたちには、違いを認め合う寛容性のある国際感覚と人権感覚を育むことが求められています。国際化が進み、外国人との共生の必要性が高まる日本社会において、外国人をめぐる差別の現実をしっかりと認識させ、異なる習慣・文化をもった人々とともに生きていく態度やコミュニケーション力を育み、誰もが安心して暮らせる社会を築いていこうとする学習が必要です。



- 1965（昭和40）年 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（国連）
- 1990（平成2）年 高知県国際交流協会の設立
- 1995（平成7）年 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」条約に批准
- 2006（平成18）年 「地域における多文化共生推進プラン」
- 2006（平成18）年～2009（平成21）年 国際教育推進プラン
- 2016（平成28）年 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(学習の参考)

- ・人権教育資料集6（外国人と人権・HIV感染者/AIDS患者と人権・ハンセン病回復者と人権）「未来」高知県教育センター
- ・人権啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め、ともに生きる～」法務省
HP <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>
- ・人権啓発ワークショップ事例集「『ワークショップをやってみよう』～参加型の人権教室」法務省制作人権啓発教材（人権ライブラリー）<http://www.jinken-library.jp/search/news/134130.html>

(ア) 犯罪被害者等の人権について

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって身体的、精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活が脅かされたりすることがあります。そのため、犯罪に遭った家族は、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費等の増加等の経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道等、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられることが考えられます。また、自ら被害を訴えることが困難であり、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重いことなどにより、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。さらに近年のインターネットの普及によって、大きな被害を受ける事例も多くみられています。

現在では、全国的な組織である「全国犯罪被害者支援ネットワーク」が結成され、被害者支援のための電話相談や面接相談を中心とした様々な活動が展開されています。

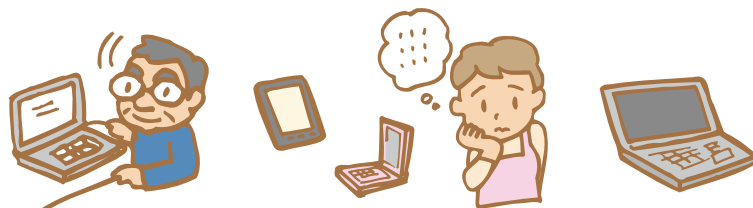
(イ) 取組の方向性

学校教育において指導を行う際には、だれもが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育に取り組んでいく必要があります。また学習の際には、個人情報等の扱いについての十分な配慮が必要です。

- 1980（昭和 55）年 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯罪被害者等給付金支給法）」 → 2001（平成 13）年改正 → 2008（平成 20）年改正
- 1985（昭和 60）年 「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」の採択（国連）
- 2005（平成 17）年 「犯罪被害者等基本法」 → 同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」
- 2011（平成 23）年 「第2次犯罪被害者等基本計画」
「犯罪被害者支援要綱」

(学習の参考)

- ・人権啓発研修テキスト「だれもが幸せにくらすために」 高知県人権啓発センター
- ・犯罪被害者等に関するページ 高知県文化生活部男女共同参画課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/2015081800058.html>
- ・犯罪被害者等に関する啓発教材 警察庁犯罪被害者等施策啓発資料
HP <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/keihatsu/keihatsu.html>



(ア) インターネットによる人権侵害について

近年、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者の急増により、インターネットの匿名性を悪用し、電子掲示板やホームページにおける誹謗中傷、個人情報や写真を無断で公開するといったプライバシーの侵害等があり、社会に大きな影響を及ぼしています。さらに、インターネットを利用したセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻な問題になっています。

インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速化・拡大化、被害の回復の困難性にあります。そのことをしっかり認識し、画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが求められます。

インターネットによって人権が侵害された疑いの事件数（件）

平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
671	957	1,429	1,736	1,909

（法務省人権擁護局の資料による）

(イ) 取組の方向性

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、誰もが被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会にしていくために、学校教育においては、インターネットの適切な利用や情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて理解させることが重要です。併せて、友好な人間関係を築くための取組や、共感的に理解する力、人間関係調整力を育む学習についても実践していくことが必要です。

また、インターネット上でのいじめや誹謗中傷は、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質があるため、学級活動やホームルーム活動を通して、子どもが問題について主体的に話し合い、問題解決をしていくことや、児童会・生徒会活動を通してネットのルールづくりを進めていくなど、よりよい学校づくりに子どもが積極的に参画していくことも重要です。

- 2002（平成 14）年 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」
「名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」
- 2004（平成 16）年 上記ガイドラインの改訂
- 2005（平成 17）年 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」
- 2009（平成 21）年 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」

（学習の参考）

- ・情報モラル教育実践事例集 高知県教育委員会（平成 27 年 3 月）
- ・情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向け手引書 文部科学省
HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm
- ・e-ネットキャラバン e-ネットキャラバン HP <https://www.e-netcaravan.jp/>
- ・情報モラル実践事例集 文部科学省HP http://jouhouka.mext.go.jp/school/moral_zirei/moral_zirei.html
「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教職員向け）文部科学省
HP http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf

(ア) 災害と人権について

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活のなかで、要配慮者※や女性、また、やむなく避難所外で避難生活を送る方への配慮が行き届かない状況が問題になりました。

さらに、福島第一原子力発電所事故により、周辺住民が避難先において、いじめなど風評に基づく差別的扱いを受ける事態が発生しました。

本県でも、防災、減災に関する様々な施策を推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例等も教訓として、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全てのプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進しています。

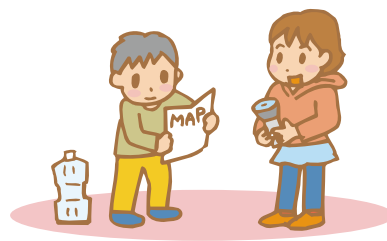
(イ) 取組の方向性

災害時に、一層人権に配慮した行動ができるようにするための教育・啓発を日頃から実施し、県民が安心して生活を送れるための取組を推進していくことが重要です。学校教育においては、防災教育の実施に加え、避難所でのプライバシーの保護、要配慮者や女性が避難所生活を送るうえでの配慮について、過去の事例等を活用して、自分ができることを考えさせる機会をつくる必要があります。また、避難所で生活できない人に対する配慮や、誰もが集団で生活できるようにするために必要なことも考えていきましょう。さらに地域とのつながりの重要性について学び、日ごろから地域と関わる取組を行うことが求められます。

被災地から避難した人々や子どもに対して、誤った認識や情報、偏見に基づくいじめ等については、全ての子どもの人権が尊重され、「自分の大切さと他の人の大切さを理解し、それが態度や行動に現れる」子どもの育成に向けた取組を充実していくとともに、大人が風評に惑わされず、毅然とした態度を取り、子どもに示し伝えることも大切です。

被災した場合の心のケアの体制づくりや、互いに思いやり、支え合う社会づくり等を計画的に考え、取り組むことが求められています。

※「要配慮者」：「災害対策基本法」第8条第2項第15号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。



2005(平成17)年 「防災基本計画」

2008(平成20)年 「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」
→2014(平成26)改正

2012(平成24)年 「防災基本計画の修正」

2013(平成25)年 「高知県南海トラフ地震対策行動計画」

(学習の参考)

- ・人権啓発研修テキスト「だれもが幸せにくらすために」高知県人権啓発センター(平成28年3月)
- ・「高知県安全教育プログラム」高知県教育委員会学校安全対策課(平成25年3月)

●アイヌの人々

アイヌの人々は固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化をもっています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日ではその文化の保存・伝承が十分に図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

1997（平成9）年「アイヌ文化の振興ならびにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し認識を深め、偏見や差別の解消を目指して啓発等が行われています。

●刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更正意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が不可欠です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど、様々な取組が行われています。

●北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発が行われています。

●性的指向

人の性愛の対象は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人が存在し、性の指向がどういう対象に向かうのかを示す概念を性的指向と言います。

同性愛者や両性愛者の人々は少数派であるために正常と思われず、興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせを受けるなど、日常生活や社会生活の様々な場面で人権に関わる問題が発生しています。こうしたことが起こらないようにするために、性については多様性があることの理解を深め、性的指向の異なる人々への偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会を実現していかなければなりません。

●ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が多数存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行事件等も発生しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するために、2002（平成14）年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が施行され、翌2003（平成15）年には、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定（2008（平成20）年に見直し、2013（平成25）年に新たな基本方針が策定）されました。

地域社会においてこの問題についての理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められており、そのための取組や啓発が行われています。

●性同一性障害

性同一性障害とは、生物学的な存在（からだの性）と性への自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障が生じる状態を言います。

性同一性障害であるために周りからの理解が得られず、学齢期にいじめに遭い、不登校になったり、性別違和を家族や友人に言えずに悩み、自己否定して自殺まで考える人がいるという指摘もあります。

2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、戸籍上の標記等を変更できるようになりました（2008（平成20）年の改正により条件を緩和）。

さらに、性同一性障害を正しく理解し、偏見・差別をなくす等の啓発に取り組んでいく必要があります。

●人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子ども等が被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられているという事例が報告されており、日本は人身取引の受入国として、国際社会から批判を受けています。

国は、2004（平成16）年に「人身取引対策行動計画」、2009（平成21）年に「人身取引対策行動計画2009」を策定し、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。

